

## 箕面市内の要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条に定めるもの)の診断結果

### ■小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	箕面小学校	大阪府箕面市百楽荘1-8-7	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.028$ $C_{TU} \cdot S_D=0.74$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
2	北小学校	大阪府箕面市箕面3-4-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.071$ $C_{TU} \cdot S_D=0.3$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
3	南小学校	大阪府箕面市桜6-5-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.00$ $C_T \cdot S_D=0.33$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
4	西小学校	大阪府箕面市新稲3-12-2	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.014$ $C_{TU} \cdot S_D=0.42$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
5	東小学校	大阪府箕面市粟生新家5-5-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.014$ $C_T \cdot S_D=0.32$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
6	西南小学校	大阪府箕面市瀬川3-2-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_D=0.30$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
7	萱野東小学校	大阪府箕面市石丸1-18-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.014$ $C_{TU} \cdot S_D=0.37$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
8	豊川北小学校	大阪府箕面市粟生間谷西4-3-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.014$ $C_{TU} \cdot S_D=0.33$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
9	中小学校	大阪府箕面市稲1-15-8	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.014$ $C_{TU} \cdot S_D=0.37$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
10	豊川南小学校	大阪府箕面市小野原東3-2-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.057$ $C_{TU} \cdot S_D=0.41$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
11	第二中学校	大阪府箕面市萱野1-15-12	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_D=0.35$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
12	第三中学校	大阪府箕面市瀬川3-2-2	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.014$ $C_{TU} \cdot S_D=0.47$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$
13	第四中学校	大阪府箕面市瀬川3-2-2	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.128$ $C_{TU} \cdot S_D=0.32$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$

## 箕面市内の要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条に定めるもの)の診断結果

### ■小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
14	聖母被昇天学院小学校	大阪府箕面市如意谷1丁目13番23号	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.001$ $C_{TU} \cdot S_D=0.71$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$

### ■病院、診療所

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野5丁目7番1号	病院	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	平成5年1月、リハビリテーション棟増築時に、建物全体について新耐震基準に基づく構造計算を実施し、新耐震基準に適合していることを確認した。

### ■集会場、公会堂

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	みのおサンプラザ1号館	大阪府箕面市箕面6丁目1番	集会場	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第3次診断法」 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」に定める「第3次診断法」(充腹)	$I_s/I_{so}=0.55$ $C_{TU} \cdot S_D=0.27$	検討中		1-3階
					$I_s/I_{so}=0.833$ $C_{TU} \cdot S_D=0.26$			4-8階

### ■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	株式会社ジェット	大阪府箕面市船場東2丁目2番地4, 5, 12, 25	物販店舗	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」に定める「第2次診断法」(充腹)	$I_s/I_{so}=0.618$ $C_{TU} \cdot S_D=0.322$	耐震改修	平成30年以降	本館
					$I_s/I_{so}=1.045$ $C_{TU} \cdot S_D=0.254$	-	-	東館

## 箕面市内の要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条に定めるもの)の診断結果

### ■ホテル、旅館

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	箕面観光ホテル	大阪府箕面市温泉町1番1号	旅館	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」(非充腹) (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	$I_s/I_{so}=0.123$ $C_{TU} \cdot S_D=0.08$	耐震改修	平成30年以降	

### ■幼稚園

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	聖母被昇天学院幼稚園	大阪府箕面市如意谷1丁目10番11号	幼稚園	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.007$ $C_{TU} \cdot S_D=0.325$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.7$

### ■公衆浴場

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	箕面スパーガーデン	大阪府箕面市温泉町1番1号	公衆浴場	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」(非充腹) (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針(2011年版)」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	$I_s/I_{so}=0.151$ $C_{TU} \cdot S_D=0.108$	耐震改修	平成30年以降	宴会場棟
					$I_s=0.016$ $q=0.01$			ホテル棟

### ■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	箕面市庁舎(本館)	大阪府箕面市西小路4丁目6番1号	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so}=1.00$ $C_T \cdot S_D=0.77$	耐震改修	実施済み	$I_{so}=0.72$

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I.	II.	III.
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。